

18501

福井県

若狭町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(地域未来投資促進法)		課税免除	固定資産税	3年間
新增設 10,000 (農林漁業関連及び関連業種(食品製造業等)は 5,000)	—			
(原子力発電施設立地地域の振興に関する特別措置法)		不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	製造業 — その他 15			
(過疎地域自立促進特別措置法)		課税免除	固定資産税 ただし、旧三方町域のみ	3年間
新增設 500	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
若狭町企業振興条例	H21.7	<b>【製造業および運輸業】</b> ○投下固定資産額 3,000 万円以上 ○新規雇用者数 [新設]5人以上 [移設]3人以上 ○敷地面積 1,500 ㎡以上 又は 建築床面積 500 ㎡以上	○投下固定資産額×25% ○交付限度額:3,000 万円 (総交付限度額 3,000 万円)
		<b>【情報サービス業】</b> ○投下固定資産額 2,000 万円以上 ○新規雇用者数 [新設]5人以上 [移設]3人以上	○投下固定資産額×25% ○交付限度額:3,000 万円 (総交付限度額 3,000 万円)
		<b>【試験研究所】</b> ○投下固定資産額 3,000 万円以上 ○新規雇用者数 [新設]5人以上 [移設]3人以上	○投下固定資産額×25% ○交付限度額 3,000 万円 (総交付限度額 3,000 万円)